

地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改訂の概要

1. 経緯等

本市では、万が一の原子力災害に対処するため、国の防災基本計画に基づき、地域防災計画（原子力災害対策計画編）（以下「計画」とします。）を定めています。

福島第一原発の事故以降、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針に基づく原発等での事故への対応が変更されたことから、本市も計画改訂を行うこととしていました。

しかしながら、国の原子力艦の原子力災害対策マニュアル（以下「国のマニュアル」とします。）は平成16年に定められたままとなっていて、原発と原子力艦とでは応急対策を行う際の放射線量、範囲及び防護策の内容が異なっている状況^{*}であったため、計画改訂作業が中断した状態でした。

本市は、再三にわたり国に対してこのことについての考え方の整理をするように要請し、平成27年11月から、国のマニュアルの検証作業が開始され、昨年7月に国のマニュアルが改訂されたことから、本市の計画改訂作業が再開できる状態となりました。

※原発と原子力艦（空母）との差異

	原 発	原子力艦
応急対策を行う放射線量	毎時5マイクロシーベルト	毎時100マイクロシーベルト
範囲及び防護策の内容	原発から半径5km以内避難 半径5～30km以内屋内退避	空母から半径1km以内避難 半径1～3km以内屋内退避

2. 計画改訂の概要

（1）国のマニュアルの変更内容に沿っての改訂

本市からの要請を受け、国のマニュアルが改訂されたことを踏まえ、次項に記載の国のマニュアルの変更に沿って、計画を改訂しました。

（2）対象地域を縮小しない

従前、国は原子力施設に対して防災対策を重点的に実施すべき地域（E P Zと言います）を決めていて、原発については、原発を中心に半径8～10kmと定められていました。

本市では、これを原子力艦にも準用し、市内全域をE P Zとしてきました。

現在では、E P Zという考え方はなくなりましたが、これまでどおりの考え方をすることとしています。

（3）GNF-Jと原子力艦を分けた計画にする

現行計画は、核燃料加工工場（GNF-J）への対応を基本とし、原子力艦についても同様の対応をする場合に「核燃料加工工場への対応を準用する」としていて分かりにく

いものとなっています。

そのため、改訂にあたっては、「核燃料加工工場編」「原子力艦編」と2つに分けた計画としました。

3. 国のマニュアルの主な変更点

(1) 判断基準の変更

旧	100 μ Sv/h の放射線を検出した場合、原子力空母から半径 1 km 以内の範囲は避難、半径 1 km～3 kmの範囲は屋内退避
新	5 μ Sv/h の放射線を検出した場合、原子力空母から概ね半径 1 km 以内の範囲は避難、概ね半径 1 km～3 kmの範囲は屋内退避

(2) 通報元を「米国政府」と明記

旧	外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受ける元は、特定されていない又は「外国政府」
新	原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合、日本政府は米国政府からその状況に関して通報を受けるものとする

(3) 収集する情報を明記

旧	外国政府からどのような情報を収集するのか、明記なし
新	収集する項目を列挙 例 事故の原因、放射性物質の艦外への放出の有無、原子炉の状態、事故現場の状況、傷病者の存在、事故対策の現状、今後の予測、自力航行（移動）の可否 等

(4) 地震発生時の情報収集を追記

旧	特段の記載なし
新	原子力艦の寄港県で震度 6 以上の地震の発生・大津波警報の発表があった場合、直ちに米国政府から原子力艦の状況について確認を行う

(5) 原子力災害対策指針に準じた対応について追記

旧	特段の記載なし
新	国の対策本部は、屋内退避や避難について自治体に指導・助言することに関連し、応急対応範囲外での対応や、運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置の実施については、原子力災害対策指針に準じて行うこととする

(6) 原子力艦の移動に関する協議について追記

旧	特段の記載なし
新	内閣府は、外務省を通じて米国政府との間で、原子力艦の移動の選択肢を含む住民の安全確保のために必要な措置について協議を開始する